

職員とご家族の皆様へ

■ 不祥事の発生は決して他人事ではありません！

- 道職員による逮捕事案や飲酒運転などの不祥事が相次いで発生しています。
- 公務員としての立場を見失った甘い考えや、一時の油断などが背景にありますが、起こしてしまったことは取り返しがつかず、本人はもとより、職場や家族にも大きな負担や影響を及ぼす結果となります。
- 不祥事は決して他人ごとではありません。「自分は絶対に大丈夫」ではなく、職員一人ひとりが自らのこととして、改めて自分の意識や行動を見つめ直し、不祥事の根絶を目指しましょう！

不祥事の背景・素因

- ✓ なんとなく、このくらいなら・・・という甘い認識
- ✓ 不祥事防止に対する職場での研修や注意喚起を他人事と思い、軽く考えていた
- ✓ 飲酒により正常な判断ができなくなっていた
- ✓ 深酒をしても今まで問題を起こすことはなかったため、自分は大丈夫という過信
- ✓ 職場での人間関係に、むしゃくしゃしていた

職員の供述(人事課が事情聴取した結果に基づく実例)

- ✓ 実名報道され、配偶者や子どもにつらい思いをさせてしまった。家族が不憫でならない
- ✓ ほんの軽い気持ちで行ったことで、これまで積み上げてきた信頼を一瞬で失ってしまった
- ✓ 上司や同僚に大きな迷惑をかけてしまった
- ✓ 職場からは慰留されたが、退職する

- 職員の皆さんは、この機会に、私生活上の行為を含めた不祥事や飲酒運転は、最終的には、それぞれの職員の道組織の一員としての自覚とモラルに帰着するものであることを、改めて、しっかりと心に刻んでください。
- ご家族の皆様には、職員の気づきや、改めての戒め、見つめ直しに結びつくよう、折りに触れて、職員への注意やアドバイスをお願いします。

■ 不祥事を起こすとこんな影響があります！

厳しい懲戒処分を受けます
(給与にも影響、人事履歴に記録)

区分	基本的な量定
飲酒運転	停職(3月)～免職
盗撮、卑猥な行為	停職(1月)～免職
窃盗	停職(1月)～免職
暴行・傷害	減給(1月)～停職
不適正事務	戒告～停職
人身事故などの交通事故	訓告～停職

その他、本人・家族に様々な影響があります

- 警察による逮捕・勾留
- マスコミによる所属や実名の報道
- 所属長などによる謝罪会見
- 罰金や懲役刑などの刑事罰（禁固以上の刑に処せられた場合は、地方公務員法により失職）
- 不法行為責任に基づく被害者からの賠償請求

懲戒処分を受けた場合の給与上の影響 【34歳主任の例】 家族構成：妻、子2人、給料月額：267,000円

停職3月

3か月間は無給→▲90万円

期末・勤勉手当の減額、定期昇給の停止

生涯賃金で300～400万円の減収

停職6月

6か月間は無給→▲180万円

期末・勤勉手当の減額、定期昇給の停止

懲戒免職

退職手当は不支給、氏名の公表